

## 国立大学法人九州大学倫理規程

平成16年度九大就規第29号  
施行：平成16年 4月 1日  
最終改正：平成29年10月23日  
(平成29年度九大就規第11号)

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学（以下「九州大学」という。）の役員（非常勤を除く。）及び職員（以下「職員等」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって九州大学に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のための行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の適用については、事業者等の利益のための行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

3 この規程において、「利害関係者」とは、職員等が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 九州大学契約事務取扱規程（平成16年度九大会規第4号）に規定する売買、賃借、請負その他の契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等をいう。

(2) 不利益処分をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

4 職員等に異動があった場合において、当該異動前の役職に係る当該職員等の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該役職に係る他の職員等の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該役職に係る他の職員等の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員等の利害関係者であるものとみなす。

5 他の職員等の利害関係者が、職員等をしてその役職に基づく影響力を当該他の職員等に行使させることにより自己の利益を図るためその職員等と接触していることが明らかかな場合においては、当該他の職員等の利害関係者は、その職員等の利害関係者であるものとみなす。

### (倫理行動規準)

第3条 職員等が、その職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、倫理行動規準を別紙のとおり定める。

### (禁止行為)

第4条 職員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1

項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。

- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (8) 利害関係者と共に旅行(職務のための旅行を除く。)をすること。

2 前項の規定にかかわらず、職員等は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、職員等が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員等は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第5条 職員等は、私的な関係(職員等としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限る。前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

2 職員等は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第6条 職員等は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返して受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員等は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第6条の2 職員は、他の職員の第4条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の職員が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、倫理監督者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職員が法令又は本学の就業規則に基づく命令に違反する行為を行

った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

- 3 役員及び管理監督の職務にある者は、その管理し、又は監督する職員が法令又は本学の就業規則に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第6条の3 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに届け出なければならない。

- (1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第7条 職員等は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（兼業許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

- 2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、職員等の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、講演等を承認しないものとする。

(職員等からの届出又は申請に対する承認)

第8条 職員等は、第6条の3の規定による届け出又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ別記様式第1による飲食届出書又は別記様式第2による講演等承認申請書を作成し、倫理監督者に提出するものとする。

(倫理監督者への相談)

第9条 職員等は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第4条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(贈与等の報告)

第10条 役員及び管理職の地位にある職員（国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号）に基づく管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下同じ。）は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員等の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次項に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において役員及び管理職の地位にある職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、別記様式第3による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、総長に提出しなければならない。

- 2 前項の報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、役員及び管理職の地位にある職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

第11条 削除

第12条 削除

(報告書の保存及び閲覧)

第13条 第10条の規定により提出された贈与等報告書は、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、総長に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。

3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

4 贈与等報告書の閲覧は、総長が指定する場所でこれをしなければならない。

(総長の責務)

第14条 総長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 贈与等報告書の受理、審査及び保存並びに閲覧のための体制の整備その他の職員等の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(2) 職員等がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

(3) 職員等がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知したことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(4) 研修その他の施策により、職員等の倫理感の醸成及び保持に努めること。

(倫理監督者)

第15条 職員等の職務に係る倫理の保持を図るため、九州大学に倫理監督者を置く。

2 倫理監督者は、総長とする。

(倫理監督者の責務等)

第16条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 職員等からの第5条第2項又は第9条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 職員等が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員等の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

2 倫理監督者は、職員等にこの規定に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(倫理管理者)

第17条 倫理監督者の職務の委任を受ける者として、各部局等に倫理管理者を置く。

2 倫理管理者は学部長、学府長、研究院長、基幹教育院長、附置研究所長、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長、病院長、附属図書館長、情報基盤研究開発センター長、エネルギー研究教育機構長、学内共同教育研究センターの長、先導的学術研究センターの長、学術研究・産学官連携本部長及び教育改革推進本部長並びに九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)第16条に規定する推進室等の長並びに事務局長とする。

(倫理管理者の責務等)

第18条 倫理管理者は、倫理監督者からの委任を受け、職員等からの第5条第2項又は第9条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。

(倫理管理者補佐)

第19条 倫理管理者の職務を補佐する者として、各部局等に倫理管理者補佐を置く。

2 倫理管理者補佐は、各部局事務部の事務部長又は事務長、事務局の各部長及びカーボンニュートラル・エネルギー国際研究所支援部門長とする。

(職員等がこの規程に違反した場合の対処等)

第20条 職員等に、この規程に違反する行為を行った疑いがあると思料されるときは、総長は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該職員等にこの規程に違反する行為があった

と認められる場合においては、必要な措置を厳正に行うものとする。

(その他)

第21条 総長は、この規程の実施に関し、必要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大就規第25号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人九州大学倫理規程第10条第2項の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けた報酬について適用し、施行日前に支払を受けた報酬については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定するもののほか、改正後の国立大学法人九州大学倫理規程は、施行日以後にする行為について適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年度九大就規第35号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大就規第13号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大就規第4号)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大就規第33号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大就規第22号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大就規第11号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大就規第11号)

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

国立大学法人九州大学倫理行動規準

国立大学法人九州大学（以下「九州大学」という。）の役員（非常勤を除く。）及び職員（以下「職員等」という。）は、九州大学職員等としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 職員等は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 職員等は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員等は、法令及び九州大学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 職員等は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員等は、勤務時間外においても、自らの行動が九州大学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

## 飲 食 届 出 書

平成 年 月 日	
国立大学法人九州大学倫理監督者 殿	
(所属) (役職) (氏名) 印	
下記のとおり利害関係者との飲食において、自己の飲食に要する費用が 1 万円を超えますので、届け出ます。	
1	自己の飲食に要する費用の内容 自己の飲食に要する額： 円 費用の負担： <input type="checkbox"/> 自己負担 <input type="checkbox"/> 利害関係者以外の者
2	飲食の相手方・内容 相手方： 飲食の形式： <input type="checkbox"/> 立食形式 <input type="checkbox"/> 着席形式 (参加人数 人)
3	飲食の日時・場所 日時：平成 年 月 日( ) 時 分～ 時 分 場所：
4	飲食の目的、理由
5	その他

講演等承認申請書

平成 年 月 日	
国立大学法人九州大学倫理監督者 殿	
(所属)	
(役職)	
(氏名)	印
下記のとおり利害関係者からの依頼による講演等の承認を申請します。	
1	講演等の内容及び相手方
2	講演等の日時及び場所
3	依頼を受けた利害関係者の所属、氏名及び役職
4	報酬の額
5	その他
上記の講演等を承認する。	
平成 年 月 日	
(役職)	
(氏名)	
印	



## 贈 与 等 報 告 書

九州大学総長 殿

(所 属)

(役 職)

(氏 名)

印

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供給接待を受けた場合にあっては、当該供給接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供給接待の場に居合わせた者の人数及び職業 (多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供給接待にあっては、当該供給接待の場に居合わせた者の概数)	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
規程第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者が贈与等を行った場合にあっては、その役職又は地位及び氏名(複数であるときは、代表する役職又は地位及び氏名)	
贈与等をし、又は報酬を支払った事業者等と役員(非常勤を除く。)及び職員(以下「職員等」という。)の職務との関係	

- (注) 1 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員等が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供給接待等の事実を、職員等が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員等が提供した人的役務の内容並びに職員等が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- 2 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供給接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- 3 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額を推計した額を記載している場合にあっては、その推計の証拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員等が価額を推計した根拠を記載する。
- 4 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。